

公共交通事業者等からの移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要  
(平成29年3月31日現在)

別紙1

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等は毎年5月31日までに移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。今回の集計結果は新基本方針の目標に照らした形式で集計を行ったものである。各事業者からの報告書の集計の概要は以下のとおり。

○ 旅客施設(1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のもの)

〈段差の解消〉

旅客施設全体 ...87.2% (H27年度末86.1%)

(目標値:100%/H32年度末)	総施設数		移動等円滑化基準(段差の解消)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H28年度末	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	対前年度増減	H27年度末
鉄軌道駅	3,559	3,542	3,098	3,045	87.0%	1.1	86.0%
バスターミナル	46	47	42	43	91.3%	-0.2	91.5%
旅客船ターミナル	15	14	15	14	100.0%	0.0	100.0%
航空旅客ターミナル	35	35	31	30	88.6%	2.9	85.7%

1) 「段差の解消」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定。

〈視覚障害者誘導用ブロックの設置〉

旅客施設全体 ...93.8% (H27年度末93.6%)

(目標値:100%/H32年度末)	総施設数		移動等円滑化基準(誘導用ブロックの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H28年度末	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	対前年度増減	H27年度末
鉄軌道駅	3,559	3,542	3,343	3,320	93.9%	0.2	93.7%
バスターミナル	46	47	41	41	89.1%	1.9	87.2%
旅客船ターミナル	15	14	10	10	66.7%	-4.8	71.4%
航空旅客ターミナル	35	35	35	35	100.0%	0.0	100.0%

1) 「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定。

〈障害者用トイレの設置〉

旅客施設全体 ...84.2% (H27年度末83.0%)

(目標値:100%/H32年度末)	総施設数		移動等円滑化基準(障害者用トイレの設置)に適合している旅客施設数		総施設数に対する割合		
	H28年度末	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	対前年度増減	H27年度末
鉄軌道駅	3,328	3,319	2,801	2,754	84.2%	1.2	83.0%
バスターミナル	39	39	28	26	71.8%	5.1	66.7%
旅客船ターミナル	13	12	11	11	84.6%	-7.1	91.7%
航空旅客ターミナル	35	35	34	35	97.1%	-2.9	100.0%

1) 「障害者用トイレの設置」については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条~15条への適合をもって算定。

2) 総施設数については便所を設置している旅客施設のみを計上。

○ 車両等

(目標値:約70%/H32年度末)	車両等の総数		移動等円滑化基準に適合している車両等の数		車両等の総数に対する割合		
	H28年度末	H27年度末	H28年度末	H27年度末	H28年度末	対前年度増減	H27年度末
鉄軌道車両	52,212	52,346	35,343	34,140	67.7%	2.5	65.2%
ノンステップバス(適用除外車種を除く)	45,467	45,228	24,241	22,665	53.3%	3.2	50.1%
リフト付きバス(適用除外車種)	14,962	15,124	901	895	6.0%	0.1	5.9%
福祉タクシー	—	—	15,128	15,026	—	—	—
旅客船	663	650	267	238	40.3%	3.7	36.6%
航空機	612	593	594	571	97.1%	0.8	96.3%

1) 「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。